

神戸市地域活動支援センター（多機能型）事業実施要綱

平成19年4月30日制定

神戸市保健福祉局長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業（以下単に「地域活動支援センター事業」という。）として多機能型の事業（以下「本事業」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 法第5条第25項に規定する地域活動支援センター（以下単に「地域活動支援センター」という。）は、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（実施主体）

第3条 本事業は、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、医療法人、特定非営利活動法人その他の法人で、市長が第13条の規定により認定したもの（以下「事業者」という。）が行うものとする。

（利用者）

第4条 本事業の利用者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上の者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上の者

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

(5) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者

(6) その他市長が特に必要と認める者

（実施事業）

第5条 事業者は、その地域活動支援センターにおいて、地域社会の理解と協力を得て、多機能型として次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 利用者に対し創作的活動，生産活動の機会の提供その他地域の実情に応じた支援を行う事業
- (2) 利用者に対し社会との交流の促進を支援する事業
- (3) 利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う事業
- (4) 障害者理解のための普及啓発及び地域交流事業
- (5) 障害者福祉推進のための地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

2 前項の事業は，次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。

- (1) 障害者の地域移行又は就労支援の推進に寄与すると認められる特色あるもの。ただし，法第6条に規定する自立支援給付（以下単に「自立支援給付」という。）の対象となるものを除く。
- (2) 自立支援給付を補完するもの。

（開設日数）

第6条 事業者は，原則として毎月20日以上，地域活動支援センターを開設するものとする。

（利用定員及び定員の遵守）

第7条 事業者は，地域活動支援センターにおいて同時に本事業の提供を受けることができる利用者の数の上限として利用定員を設定しなければならない。

- 2 本事業における利用定員は，10人以上とする。
- 3 利用定員の過半数は，神戸市内に在住する者とする。

（職員等の配置の基準）

第8条 事業者は，本事業を実施するにあたって，次の職員を配置するものとする。

- (1) 施設長 1人
- (2) 指導員 2人以上

2 前項の職員のうち1人以上は常勤とする。

3 本事業に従事する職員は常時2人以上とし，うち1人は専ら本事業に従事しなければならない。ただし，前条第1項に規定する利用定員が15人以上の場合は，本事業に従事する職員は常時3人以上とし，うち1人は専ら本事業に従事しなければならない。

4 施設長は，地域活動支援センターの管理上支障がない場合は，当該地域活動支援センターの他の職務に従事し，又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

5 施設長は，障害者の福祉の増進に熱意を有し，地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（利用契約）

第9条 地域活動支援センターを利用しようとする者は，事業者と利用契約を締結しなければならない。

（利用者の負担）

第10条 事業者は，利用者に対し，食費，材料費その他必要経費の支払を求めることができる。

2 事業者が利用者に対して，金銭の支払を求めることができる場合は，当該金銭の使途が直接利用者の便宜を向上させるものであって，当該利用者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

3 本事業は，前2項の規定により，金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに利用者金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，利用者に対して説明を行い，同意を得なければならない。

(利用契約の解除)

第11条 事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用契約を解除することができる。

- (1) 前条第1項に規定する食費、材料費その他必要経費について、支払期限を経過しても故意に支払わない場合
- (2) 利用者からの申し出はないが、明らかに利用継続の意思が認められない場合
- (3) その他利用の継続が困難と認められる場合

(事業者の認定申請)

第12条 事業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業所地域活動支援センター（多機能型）認定申請書（様式第1号）及びその添付書類により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、本事業を行う事業所ごとに行わなければならない。

(事業者の認定)

第13条 市長は、申請者が提出した前条第1項に定める書類を審査し、本事業を実施する事業者として適切であると認められるときは認定するものとし、適切であると認められないときは認定しないものとし、その結果を当該申請者に対し、文書で通知するものとする。

2 事業者の認定は、本事業を行う事業所ごとに行うものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者として認定しないものとする。

- (1) 職員等の配置が、第8条に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 同一事業者が同一建物又は敷地内で地域活動支援センターの事業を行っているとき。
- (3) 神戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月神戸市条例第53号。以下「基準条例」という。）に規定する地域活動支援センターの基準に従って本事業を実施することができないと認められるとき。
- (4) 申請者が、法人で、その役員又は本事業を行う事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (5) 申請者が、法人で、その役員等のうちに、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (6) 申請者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

4 市長は、事業者の認定を行うにあたっては、神戸市地域活動支援センター（多機能型）整備検討会開催要綱（平成25年1月10日神戸市保健福祉局長決定）に基づき開催する神戸市地域活動支援センター（多機能型）整備検討会に意見を求めなければならない。

5 他の市町村長が地域活動支援センターと認めた事業所は、市長が認定した事業所とみなすことができる。

(認定の期間)

第14条 事業者の認定期間は、3年の範囲内で市長が必要と認める期間とする。

(認定の更新)

第15条 事業者は、定められた期間ごとに認定の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(変更の届出等)

第16条 事業者は、事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所、定款及び登記簿謄本等（当該認定にかかる事業に関するものに限る。）、事業所の建物の構造概要、平面図及び設備の概要、事業所に配置された職員の氏名、経歴及び住所並びに運営規程に変更があったときは、10日以内に地域生活支援事業所地域活動支援センター（多機能型）変更届出書（様式第2号）及びその添付書類により、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、認定にかかる本事業を廃止し、休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、休止した本事業を再開したときは、10日以内に地域生活支援事業所地域活動支援センター（多機能型）廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(事業者の責務)

第17条 事業者は、利用契約を締結する際は、あらかじめ利用者に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

2 前項の規定は、利用者との利用契約を変更する場合に準用する。

(運営規程)

第18条 事業者は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用にあたっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(職員に対する研修等の実施)

第19条 事業者は、利用者の処遇向上に資するため、第8条第1項に規定する職員に対し、必要な研修等を行うものとする。

(生産活動)

第20条 事業者は、生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 事業者は、生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第21条 事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動にかかる事業の収入から生産活動にかかる事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(非常災害対策)

第22条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第23条 事業者は、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第24条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第25条 事業者は、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所等第5条に規定する事業が実施可能な場所
- (2) 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 次の基準を満たすこと。
 - ア 必要な設備及び備品等を備えること。
 - イ 面積を利用定員で除した面積が概ね3.3㎡以上であること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(衛生管理)

第26条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第27条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第28条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 事業者は、その提供したサービスに関し、神戸市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、市長から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第29条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（地域活動支援センター（多機能型）事業費の補助）

第30条 市長は、事業者が利用者に本事業にかかるサービスを提供したときには、事業者の請求に基づき、本事業費を補助する。

- 2 補助金の交付額は、別表第1欄に定める補助金額と、第2欄に定める補助対象経費の実支出額から利用料及び寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。
- 3 前項に規定する交付額は、別表に定める算定の対象となる利用人数の実績を基に算定するものとする。ただし、算定の対象となる利用人数には、他の市町村に在住する利用者の数を含めないものとする。
- 4 年度途中で事業を開始又は廃止したときは、第2項に規定する交付額を、原則として当該月を含めて月割りで算定するものとする。
- 5 前3項の規定により算出した交付額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付決定等）

第31条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長に対して地域活動支援センター（多機能型）事業補助金交付申請書（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、補助金の交付を行う場合には、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定に基づき補助金の交付決定を受けた事業者は、前項の規定に基づく補助金の交付決定の変更を希望する場合は、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金変更交付申請書（様式第4号の2）を提出するものとする。
- 4 市長は、前項の申請を適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号の2）により事業者に通知するものとする。
- 5 市長は、第2項又は前項の補助金の交付決定に、必要に応じて条件を付することができる。
- 6 市長は、補助金の交付を行わない場合は、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金不交付通知書（様式第6号）により、事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第32条 前条第2項又は同条第4項の補助金交付決定の通知を受けた事業者は、速やかに市長に対し地域活動支援センター（多機能型）事業補助金請求書（様式第7号）により補助金を請求するもの

とする。

2 補助金は、4月及び10月の年2回、概算払の方法で交付するものとする。

(実績報告及び補助金の精算)

第33条 事業者は、翌年度の4月10日までに地域活動支援センター（多機能型）事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 交付した補助金は、前項の実績報告により精算するものとする。

3 市長は、前条第2項の概算払を行うために、事業者に対し、年度途中に利用状況の実績報告を求めることができる。

(調査及び指導監査)

第34条 市長は、利用者の福祉及び本事業費の補助に関して必要があると認めるときは、事業者、地域活動支援センターの職員その他本事業に携わる者若しくは地域活動支援センターの職員であった者その他本事業に携わったことがある者に対し、文書その他物件の提出若しくは提示を求め、又は本市職員に質問させ、若しくは照会させることができる。

2 事業者、地域活動支援センターの職員その他本事業に携わる者若しくは地域活動支援センターの職員であった者その他本事業に携わったことがある者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 本市職員は、前項の調査又は指導監査を行うときは、身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(地域活動支援センター事業者の認定の取消し等)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者にかかる認定を取消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止し、及び交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 基準条例に規定する地域活動支援センターの基準に従って運営できなくなったとき。

(2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(3) 補助金の請求に関し不正があったとき。

(4) 事業者又はその職員その他本事業に携わる者が、前条第1項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第2項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。

(5) 事業者が、不正な手段により第13条に規定する認定を受けたとき。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消し等を行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

(財産処分の制限)

第36条 事業者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第37条 事業者は、本事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整え事業完了後5年間保管しなければならない。

(細則)

第38条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

(平成19年度の特例)

2 平成19年度の本事業費の補助については、市長は事業者に対し、次に掲げる区分により補助金を年2回概算払し、利用実績等に応じて年度末に精算するものとする。

(1) 1回目 8月末まで

(2) 2回目 1月末まで

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年度の特例)

2 平成29年度当初の時点において、認定の期限が年度途中となる事業所については、認定期間が満了する年度の属する年度末まで認定期間を延長する。ただし、必要に応じて要綱第34条に係る調査及び指導監査を行うこととする。

別表（第30条関係）

1 地域活動支援センター（多機能型）が神戸市内に設置されている場合

種別	(第1欄) 補助金額				(第2欄) 補助対象経費の実支出額			
運営費補助	基準額	【金額】 下記基準額×開設月数÷12（月）				以下に掲げる対象経費の実支出額×神戸市内在住者の年間延利用人数／年間延利用人数（千円未満切捨て） 【対象経費】 地域活動支援センター運営のために必要な下記の経費 職員俸給，職員諸手当，賃金，退職金，退職共済掛金，法定福利費，福利厚生費，旅費交通費，研修費，消耗品費，器具什器費（備品購入費），印刷製本費，水道光熱費，燃料費，修繕費，通信運搬費，会議費，広報費，業務委託費，手数料（役務費），報償費（講師等謝金），損害保険料，使用料及び賃借料，租税公課，雑費		
		利用定員	基準額（年額）	利用定員	基準額（年額）			
		10～14人	8,000,000円	15人～	9,500,000円			
		利用定員が10～14人で，利用人数に占める神戸市内在住者の数が10人未満となる場合，及び利用定員が15人～で，利用人数に占める神戸市内在住者の数が15人未満となる場合は，利用人数1人減ごとに，基準額から1人あたり年額282,000円を減算する。						
	調整加算額	【対象】 平成19年3月31日時点で障害者小規模作業所 ^{※1} ，障害者小規模通所授産施設 ^{※2} 又は経過的デイサービス事業所 ^{※3} の運営実績がある事業所。ただし，認定更新後及び地域活動支援センター（移行準備型） ^{※4} の運営実績がある事業所を除く。 【交付期間】 第13条第2項に規定する認定の日から3年間 【金額】 下記加算額×開設月数÷12（月）						
		利用人数	加算額（年額）	利用人数	加算額（年額）			
		11人	282,000円	16人	282,000円			
		12人	564,000円	17人	564,000円			
		13人	846,000円	18人	846,000円			
	重度加算額	14人					1,128,000円	19人～
【金額】 加算対象重度障害者1人あたり月額5,000円×加算対象重度障害者通所月数 【加算対象重度障害者】 下記のいずれかに該当する者 (1) 1級又は2級の身体障害者手帳を所持している者 (2) A判定の療育手帳を所持している者 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持している者								

※1：障害者小規模作業所とは，神戸市の障害者小規模通所訓練事業補助金交付要綱（昭和59年4月神戸市民生局長決定）に基づく補助金の交付を受けた事業所である。

※2：障害者小規模通所授産施設とは，神戸市の障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱（平成13年4月神戸市保健福祉局長決定）に基づく補助金の交付を受けた事業所である。

※3：経過的デイサービス事業所とは，神戸市経過的デイサービス事業実施要綱（平成18年9月神戸市保健福祉局長決定）に基づく認定経過的デイサービス事業者が当該事業を行った事業所である。

※4：地域活動支援センター（移行準備型）とは，神戸市地域活動支援センター（移行準備型）事業実施要綱（平成19年4月神戸市保健福祉局長決定）に基づく認定事業者が当該事業を行った事業所である。

(1) 上記1の基準額及び調整加算の算定にあたっては，下記①から③までの利用人数のうち，最も少ない利用人数を使用する。

①利用定員のうち神戸市内在住者の人数

②神戸市内在住者の1日あたり平均利用人数

算定方法：
$$\frac{\text{神戸市内在住者の年間延利用人数}}{20日 \times \text{開設月数}} \div 0.6 \text{（小数点以下四捨五入）}$$

③神戸市内在住者で各月5日以上利用した人数の1月あたり平均

算定方法：
$$(a+b+c+d+e+f+g+h+i+j+k+l) \div 12 \text{（月）（小数点以下四捨五入）}$$

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市内在住者で月5日以上利用した人数	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l

2 神戸市内在住者が他の市町村に設置されている地域活動支援センターを利用している場合

種別	(第1欄) 補助金額	(第2欄) 補助対象経費の実支出額
基準額	<p>【金額】</p> <p>(1)と(2)の合計額</p> <p>(1) 管理費 5,313,600円×開設月数÷12(月)×神戸市内在住者の月利用延人数／月利用延人数</p> <p>(2) 事業費 8,330円×月利用延人数(ただし、20名を限度とする。)×神戸市内在住者の月利用延人数／月利用延人数</p>	<p>以下に掲げる対象経費の実支出額×神戸市内在住者の月利用延人数／月利用延人数 (千円未満切捨て)</p> <p>【対象経費】 地域活動支援センター運営のために必要な下記の経費 職員俸給、職員諸手当、賃金、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費(備品購入費)、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料(役務費)、報償費(講師等謝金)、損害保険料、使用料及び賃借料、租税公課、雑費</p>

- (1) 開設月数は、月の初日開設月から起算する。
- (2) 月利用延人数とは、各月の利用人数を合計した数をいう。この場合において、利用人数は、月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を対象とする。
 <例> 6ヶ月の開所 → 月平均5日以上又は年間30日以上利用している者を対象
- (3) 神戸市地域活動支援センター(センター型)事業実施要綱(平成18年9月神戸市保健福祉局長決定)に規定する市長が認定した事業者が設置する地域活動支援センター(センター型)と同類型と認められる地域活動支援センターについては、上記2に基づく補助の対象から除く。
- (4) 神戸市経過的デイサービス事業実施要綱(平成18年9月神戸市保健福祉局長決定)に規定する認定経過的デイサービス事業者が、他の市町村において神戸市経過的デイサービス事業を行った事業所を平成19年4月1日以降に当該市町村長が認めた地域活動支援センターとして運営している場合は、上記2に基づく補助の対象から除き、引き続き従前の神戸市経過的デイサービス事業実施要綱第13条の規定に基づく補助の対象とする。